

菊川 公募型社会実験「第3弾」

応募要項



令和5年12月
菊川かわまちづくり協議会

目 次

1	菊川社会実験の趣旨	1
2	応募内容・使用条件	2
3	応募方法	4
3.1	スケジュール	4
3.2	応募資格	4
3.3	応募方法	5
3.4	質問及び回答方法	5
3.5	応募書類	5
3.6	応募書類作成上の留意点	6
3.7	応募書類の取扱い	6
4	審査について	7
4.1	審査方法	7
4.2	審査基準	7
4.3	応募者の決定時期及び審査結果の公表	8
4.4	応募に関する留意事項	8
4.5	協議・調整	8
4.6	使用許可の締結	8
4.7	営業開始予定	8
4.8	使用許可の取り消し	9
5	実施報告書・アンケートの提出について	9
	応募書類の一覧表	(様式 1 号)
	菊川施設使用参加申請書	(様式 2 号)
	暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書	(様式 3 号)
	施設使用企画提案書	(様式 4 号)
	審査基準のチェックシート	(様式 5 号)
	出水時の施設撤去	(様式 6 号)
	同意書	(様式 7 号)
	申請内容の変更について	(様式 8 号)
	使用許可書	(様式 9 号)
	実施報告書	(様式 10 号)
	社会実験参加者アンケート調査 (実施者用・参加者用)	
	社会実験実施対象箇所	
	菊川文化会館アエル西側河川敷の水辺空間 (菊川 12.4k~13.4k)	
	菊川市六郷地区 (菊川 14.0k~15.0k)	
	下内田地区河川防災ステーション周辺 (菊川 9.6k)	

1 菊川社会実験の趣旨

菊川市では、2017年度（平成29年度）より「菊川かわまちづくり協議会（※1）」（以下「協議会」という。）を設立し、菊川の水辺空間を活かしたまちづくりを進めています。

この度「協議会」では、菊川かわまちづくり計画（水辺の利活用促進）へ反映するため、菊川の利活用促進に寄与する社会実験を実施します。

社会実験では、菊川において飲食店や売店、オープンカフェ等の営業活動が可能（※2）です。社会実験の趣旨に賛同し、菊川市の活性化に寄与する活動を行いたい応募者（以下「応募者」という。）は、要項に基づき、応募をお願いします。

「協議会」では、この取組みにより市民のニーズや、応募者とその営業活動の状況把握などを行い、菊川かわまちづくり計画へ反映します。

※1 菊川かわまちづくり協議会は、地元地域、民間事業者、菊川市、国土交通省浜松河川国道事務所で組織されています。

事務局：菊川市役所建設経済部建設課（〒439-8650 菊川市堀之内61番地）
TEL：0537-35-0902
FAX：0537-35-2115
E-mail：kensetsu@city.kikugawa.shizuoka.jp

※2 国の河川管理では、平成23年、河川敷地を占用する場合のルール「河川敷地占用許可準則」が改正され、一定の枠組みの中で民間事業者等も河川敷地を使用した飲食店や売店、オープンカフェ等の営業が可能になりました。

水辺の活用事例はこちらをご覧下さい。

○河川空間のオープン化活用事例集

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shigenkentou/pdf/jirei_kasenkukan_1808.pdf

○かわまちづくり取り組み事例

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/case.html>

2 応募内容・使用条件

①実施エリア	○菊川市菊川文化会館エル前の水辺 ○菊川市六郷地区 ○下内田地区河川防災ステーション周辺 ※対象箇所以外のエリアでも応募可能です。ただし、審査により応募いただいた実施箇所を変更していただく、もしくは許可できない可能性があります。
②応募受付	○随時受付
③実施期間・時間	○令和5年4月1日（土）～令和7年3月31日（月） 8時30分～20時00分（午前8時30分～午後8時00分） (活動施設の準備や片付け等の時間を含む。 時間外利用を希望する時は、別途、事務局にご相談下さい。)
④使用料等	○無料
⑤使用条件	○社会実験の趣旨に合っていること。また、様式4号の施設使用企画提案書に記載のある内容以外の使用は禁止します。 【趣旨】菊川の水辺空間を活かしたまちづくり ○以下の事項を実施できることを条件とします。 1. 国土交通省及び菊川市が菊川の河川敷で事業等を行う場合は、 <u>協力及び使用に関する協議</u> に応じること。 2. 設置施設は使用期間満了時及び退去時には <u>原状回復</u> を行うこと。 3. 出水時の施設撤去に関する計画があり、 <u>出水時の撤去対応が可能</u> なこと。 4. 周辺環境に配慮し、使用区域内にゴミや汚れがないように <u>清掃等を行う</u> こと。 5. 騒音対策や煙害、臭いやゴミ処分など <u>周辺環境に十分配慮</u> すること。 6. 菊川の河川敷を <u>自由使用する利用者の妨げとならない</u> こと。 7. <u>苦情には適切かつ真摯に対応</u> するとともに、その対応内容を「協議会」事務局に報告すること。 8. <u>使用にともなって、水難事故や交通事故等が発生しないよう、注意喚起するとともに安全指示を適時・的確に行うこと。</u> 9. 飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得すること。 10. 使用に際して、上記許可証を掲示すること。 11. 大雨や台風等の河川の水位上昇の危険がある場合は、「 <u>様式6号</u> 」 <u>出水時の施設撤去に従い、施設を河川敷の外に撤去・退避させ、避難</u> すること。 12. <u>ミズベリング菊川（※3）のロゴをチラシに掲載</u> すること。 13. 社会実験当日、 <u>ミズベリング菊川のぼり（※4）を受付等に設置</u> すること。

	14. その他、問題等が発生した場合は、「協議会」事務局に報告・協議を行い、その指示に従うこと。
⑥緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者（国土交通省浜松河川国道事務所）、「協議会」の指示に従い対応すること。 震度5弱以上の強い地震が発生した場合は、直ちに社会実験を中止し、搖れが収まつたら安全な場所へ迅速な避難行動を開始すること。避難後は菊川かわまちづくり協議会事務局へ安否を報告する。津波警報解除後に設置した工作物の撤去を行うこと。
⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> 備品や音響装置、照明等はありません。事業に必要な備品・装置は、応募者で準備すること。

※3 チラシに掲載するミズベリング菊川のロゴの大きさや掲載位置の指定はありません。

【掲載例】

【ミズベリング菊川ロゴ】



※4 ミズベリング菊川ののぼりは、事務局が保管しております。事前に受け取り、社会実験実施後は、速やかに返却をお願いします。

事務局：菊川市役所建設経済部建設課（〒439-8650 菊川市堀之内 61 番地）
TEL : 0537-35-0902
FAX : 0537-35-2115
E-mail : kensetsu@city.kikugawa.shizuoka.jp

3 応募方法

3.1 スケジュール

審査結果通知・使用許可 応募書類受付後約1ヶ月程度

3.2 応募資格

応募者は、本要項に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、信用を有する者とします。また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとします。なお、応募以降、審査終了までに次の項目に該当した場合は、応募資格を失うものとします。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ② 応募書類提出時、税金を滞納している者
- ③ 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者
- ④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
- ⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者
- ⑥ 社会通念上不適当あるいは違法なものを販売する者

3.3 応募方法

応募書類を全て整えて、エリアマネジメント組織（※5）へ社会実験の申請書在中などの旨を記載の上、持参又は送付してください。（土日祝日を除く午前8時半～午後5時の間）

なお、ご不明な点等ございましたら申請前に下記まで問合せをお願いします。

提出先：エリアマネジメント組織

※5 エリアマネジメント組織は、菊川における社会実験申請書の確認や周知、地元住民からの相談等に対応する組織で、菊川かわまちづくり協議会の認可を受けた組織です。

3.4 質問及び回答方法

応募に関する質問等がある場合には、質問書を一般社団法人菊川スポーツコミュニケーション（上記 3.3 応募方法参照）まで送付してください。

回答は、質問受付後約2週間程度の午後5時までに行います。（質問書に連絡先等を記載してください。）

回答内容については、応募要項と同等の効力を有するものとします。また、質問書の受付期間終了後の応募者に対しても同等の効力を有するものとします。

3.5 応募書類

- ① 応募書類の一覧表（様式1号）
 - ② 菊川施設使用参加申請書（様式2号）
 - ③ 暴力団の排除に関する誓約書兼同意書（様式3号）
 - ④ 施設使用企画提案書（様式4号）
 - ⑤ 審査基準のチェックシート（様式5号）
 - ⑥ 出水時の施設撤去（様式6号）
 - ⑦ 同意書（様式7号）
 - ⑧ 申請内容の変更について（様式8号）※申請内容に変更が生じた場合のみ提出
- *応募書類は、各1部提出してください。

3.6 応募書類作成上の留意点

以下の項目に留意して各提出書類を作成してください。

- ① 応募書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用すること。
- ② 応募書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とする。図を用いる場合等の文字については、この限りではないが、文字が十分読み取れる程度とすること。
- ③ 関係法令及び条例を遵守し、かつ応募要項に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行った上で応募書類を作成すること。
- ④ 応募書類作成及び提出に必要な諸経費は、応募者の負担とする。

3.7 応募書類の取扱い

この応募に関して必要と認める場合を除き、提出された応募書類は公表しません。
また、提出された応募書類は一切返却しません。

4 審査について

4.1 審査方法

「協議会」（事務局）等において、応募者の中から審査基準に基づき、応募書類の審査（内容に確認がある場合はヒアリング）を行い、審査基準を満たす応募者（以下「候補者」という。）を決定します。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

4.2 審査基準

以下の項目について、審査します。

① 地域、社会実験への理解度及び貢献度

- ・菊川市への活性化への寄与できる使用内容であるか。
- ・にぎわいと憩いの場所として菊川を活用する使用内容であるか。

② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理

- ・占用施設の使用期間満了後、退去時の原状回復することが施設使用企画提案書で確認でき、適切であるか。
- ・ごみや汚れがないよう清掃等の対応について施設使用企画提案書で確認でき、適切であるか。
- ・騒音対策、煙害、におい、ゴミ処分など周辺環境への配慮することが使用企画提案書で確認でき、適切であるか。

③ 利用者への配慮と安全性

- ・他に自由使用する利用者の妨げにならないように配慮がされているか。
- ・第三者被害に対する配慮（保険加入等）がされているか。
- ・利用者の苦情、事故等の対応について施設使用企画提案書で確認でき、適切であるか。

④ 出水時の施設撤去

- ・出水時の施設撤去について、了承していることが確認できるか。
- ・水位の確認方法やその際の対応、施設撤去にかかる時間等が確認できるか。

4.3 応募者の決定時期及び審査結果の公表

- ① 応募者の決定は、応募書類受付後約1ヶ月程度を予定します。
- ② 審査結果は、各応募者に通知します。また、候補者として決定した者については、その名称等を公表します。
- ③ なお、審査の経過や内容、結果についての問い合わせには、一切応じません。
- ④ 審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がないときは、選定しない場合があります。

4.4 応募に関する留意事項

- (1) 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとします。
- (2) 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがあります。
 - ① 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ② 応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - ③ 著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が活動を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合

4.5 協議・調整

使用する場所や期間等について、必要があると認める場合、「協議会」（事務局）がヒアリング等を実施し、協議・調整を行います。

調整にあたっては、長期間の使用や使用面積の広い事業を行う候補者を、優先的に取り扱います。

4.6 使用許可の締結

候補者は、施設の使用及び運営に関して、本要項及び使用内容に基づく使用許可書を締結します。

4.7 営業開始予定

候補者は、令和4年4月以降の活動に向け、使用許可の通知を受けた後、事業実施の準備等をお願いします。

4.8 使用許可の取り消し

申請に虚偽の報告があった場合は、「様式7号」同意書の通り、使用許可が取り消され、今後の申請は不可となる。

5 実施報告書・アンケートの提出について

- ・社会実験実施後は、実施報告書（様式10号）及びアンケートの提出をお願いします。
- ・長期間の社会実験を実施する場合、実施報告書（様式10号）は年間2回程度（6月・1月）提出をお願いします。また、開催毎に、簡易実施報告書（※）の提出を別途お願いします。

※実施報告書（様式10号）とは別の様式になるため、事務局から配布します。

- ・アンケート調査票は、社会実験実施内容に応じ、事務局から配布します。
- ・実施報告書の中には収支報告も含まれます。来場者との金銭の授受がある場合については、収支報告（※）の提出をお願いします。ただし、収支報告の内容は公開いたしません。

※簡易実施報告書を提出する際は、収支報告の提出は不要です。

(様式 1 号)

●応募書類の一覧表

以下の資料が応募書類として、すべて同封されていますか。

No	項目	チェック
1	応募書類の一覧表（様式 1 号） ※本書類	<input type="checkbox"/>
2	菊川施設使用参加申請書（様式 2 号）	<input type="checkbox"/>
3	暴力団の排除に関する誓約書兼同意書（様式 3 号）	<input type="checkbox"/>
4	施設使用企画提案書（様式 4 号）	<input type="checkbox"/>
5	審査基準のチェックシート（様式 5 号）	<input type="checkbox"/>
6	出水時の施設撤去（様式 6 号）	<input type="checkbox"/>
7	同意書（様式 7 号）	<input type="checkbox"/>
8	申請内容の変更について（様式 8 号） ※申請後、申請内容に変更が生じた場合のみ提出	<input type="checkbox"/>

(様式 2 号)

年 月 日

(あて先) 菊川かわまちづくり協議会

住所 (法人、団体にあっては所在地)

氏名 (法人、団体にあっては名称及び代表者の氏名)

菊川施設使用参加申請書

菊川社会実験 応募要項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 事業内容

2 占用施設のエリア

3 出店する店舗数

飲食店： 店舗、 売店： 店舗、 その他： 店舗

4 使用期間

年 月 日～ 年 月 日 (使用日数 日)

予備日 年 月 日

*イベント時に予備日も設定する場合は、申請時には記入ください

5 連絡先

担当者氏名 (ふりがな) :

電話 :

FAX :

E-mail :

(様式 3 号)

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

(宛先) 菊川かわまちづくり協議会

住所

氏名

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、警察署に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を菊川かわまちづくり協議会から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (3) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (7) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

以上

(様式 4 号)

施設使用企画提案書

氏名（団体名称）	
企画概要 ② 事業内容 ②出店期間・時間 ③希望する場所	
工作物等配置図	
実施内容	<p>① 地域、事業への理解度及び貢献度</p> <p>② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理</p> <p>③ 利用者への配慮と安全性</p> <p>④ 出水時の施設撤去 出水時の施設撤去（水位の確認方法や退避にかかる時間）の確認について</p> <p>⑤ その他（地震発生時の対応・今後の展開について等）</p>

※ 必要に応じて、別紙や図面等を添付してください。

(様式 5 号)

●審査基準 (p7) のチェックシート

p7 の「審査基準」を踏まえ、以下の内容が「菊川施設使用参加申請書（様式 2 号）」（※以下、「様式 2 号」とする）や「施設使用企画提案書（様式 4 号）」（※以下、「様式 4 号」とする）に明記されていますか？

No	項目	詳細	チェック
1	事業内容、使用期間について	事業内容や実施期間について「様式 2 号」に記載されていますか？	<input type="checkbox"/>
2	継続性について	社会実験実施後、日常的または定期的な取組みとして実施する予定はありますか？	<input type="checkbox"/>
3	各施設の利用申請について	電源やトイレ、水道、駐車場などを利用する場合は、別途申請が必要ですが、申請はされましたか？ ※24p 以降の各社会実験対象エリアを参照	<input type="checkbox"/>
4	地域、社会実験への理解度及び貢献度 ※飲食物の販売・提供については、地元企業や地元店舗(飲食店等)による販売・提供を行うなど、地元への貢献が工夫されているか？	菊川市への活性化に寄与できる使用内容であることが、「様式 4 号」に記載されていますか？ にぎわいや憩いの場所として菊川を活用する使用内容であることが「様式 4 号」に記載されていますか？ 飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得されていますか？ 飲食事業や物販を行う場合、出店内容や出店者名などが「様式 4 号」に記載されていますか？ 必要に応じて、消防署や警察署に届け出を提出していますか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	周辺環境への配慮、公共空間の適正管理	占用施設について、使用期間満了後、退去時に原状回復することが、「様式 4 号」に記載されていますか？ ごみや汚れがないよう清掃等の対応について施設使用企画提案書（様式 4 号）に記載されていますか？ 騒音対策、煙害、臭い、ゴミ処分など周辺環境への配慮について、「様式 4 号」に記載されていますか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	利用者への配慮と安全性	他に自由使用する利用者の妨げにならないような配慮について、「様式 4 号」に記載されていますか？ 第三者被害に対する配慮（保険加入等）について、「様式 4 号」に記載されていますか？ 利用者の苦情や事故等の対応について、「様式 4 号」に記載されていますか？	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7	出水時の施設撤去	大雨警報や洪水警報などが発令されている場合や、当日の最寄りの水位観測所の水位を確認し、水防団待機水位（緑色）になっていたら実施を中止することについて、了承されましたか？ ※15,16 ページ参照 水防団待機水位に到達した場合の、施設撤去及び退避にかかる時間を確認しましたか？ ※15 ページ参照	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

〈出水時の施設撤去〉

大雨や台風など、水位上昇のおそれがある際（出水時）には、設置物を川の外に速やかに退避させ、退避することが重要です。各社会実験実施箇所の最寄りの水位観測所の水位を確認し、施設撤去及び退避にかかる時間をおらかじめ確認しましょう。

水位情報は、国土交通省「川の防災情報」HPで確認できます。水防団待機水位（緑色）に到達した場合、速やかな退避が必要です。降雨時はこまめに以下の2次元コードで最寄りの水位観測所の水位を確認しましょう。

※「川の防災情報」HPより



それぞれの社会実験実施箇所に応じて、水位や施設撤去・退避にかかる時間を確認下さい。

■実施箇所：「菊川文化会館アエル西側河川敷の水辺空間」・「菊川市六郷地区」・

「下内田地区河川防災ステーション」・その他（○をつけて下さい）

その他：_____（「その他」に○をつけた方は記入下さい）

○社会実験実施箇所：「菊川文化会館アエル西側河川敷の水辺空間」「下内田地区河川防災ステーション」

⇒最寄りの「加茂水位観測所」の水位を、右記2次元コードで確認しましょう。

⇒「加茂水位観測所」の水防団待機水位に到達後、高水敷に水が到達するまで約4時間かかります。それまでに必ず、施設の撤去及び退避を完了させてください。



※「川の防災情報」HPより
加茂水位観測所の水位

○社会実験実施箇所：「菊川市六郷地区」

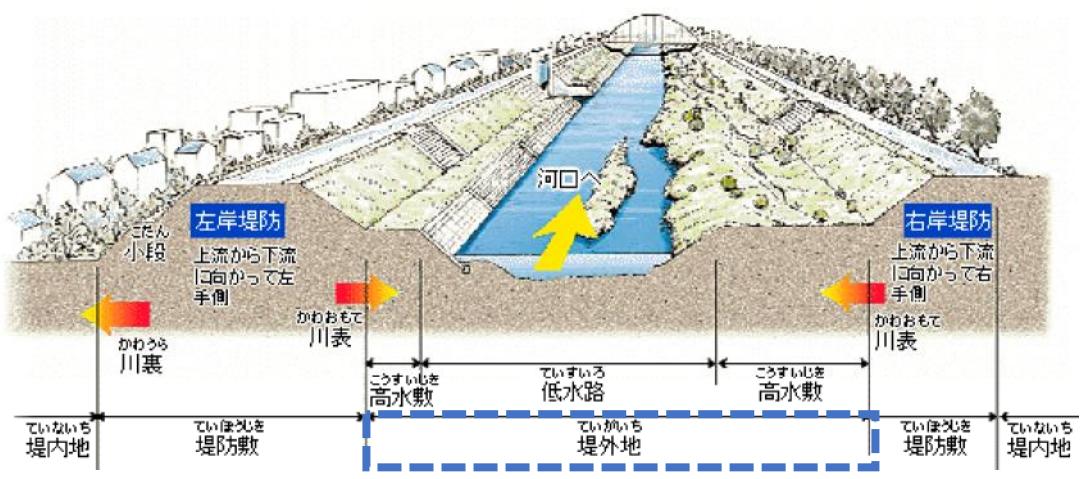
⇒最寄りの「加茂水位観測所」の水位を、上記2次元コードで確認しましょう。

⇒「加茂水位観測所」の水防団待機水位に到達後、高水敷に水が到達するまで約1.5時間かかります。それまでに必ず、施設の撤去及び退避を完了させてください。

※「菊川市六郷地区」で約1.5時間以上、「菊川文化会館アエル西側河川敷の水辺空間」及び「下内田地区河川防災ステーション」で約4時間以上施設の撤去及び退避に時間を要する場合、施設撤去計画を別途検討の上、資料を提出すること

★参考：「堤外地」で実施する際の出水時の施設撤去

「堤外地」で社会実験を実施する場合、水位が上昇した際の危険性が高いです。国土交通省 防災情報提供センターでは、大雨警報などの気象情報を確認できます。15ページの「水位観測所の水位の確認」に加え、各種警報の発令状況を確認して下さい。各種警報が発令された場合は、社会実験を速やかに中止し、施設撤去及び退避を行ってください。



※出典：国土交通省 HP より

👉 「菊川市の気象情報」を、下記 2 次元コードで確認しましょう。



※ 「気象警報・注意報」 HP より
菊川市の気象情報を確認

[Black square]	大雨特別警報
[Purple square]	特別警報(大雨以外)・高潮警報 土砂災害警戒情報
[Red square]	警報(高潮以外)・高潮注意報(*1)
[Yellow square]	注意報(高潮以外)・高潮注意報(*2)
[Grey square]	発表なし

*1 高潮警報に切り替える可能性が高い
*2 上記以外の高潮注意報

(様式 7 号)

同意書

私は「様式 5 号」や「4.4 応募に関する留意事項」を踏まえ、提出する「様式 4 号」などの内容を遵守する。申請に虚偽はなく、虚偽の報告があった場合は、使用許可が取り消しされ、今後の申請は不可となることについて、了承する。

※申請内容に変更が生じた際も同様の内容を遵守し、様式 8 号

を別途提出する。

年 月 日

住所 :

氏名 (自署) :

(様式 8 号)

申請内容の変更について

月 日に提出した申請書について、申請内容を以下の通り
変更する。

○申請書の変更内容

•

○変更理由

•

年 月 日

住所 :

氏名 (自署) :

(様式 9 号)

使用許可書

第 号
年 月 日

様

菊川かわまちづくり協議会

年 月付で、申請のありました菊川の使用を次のとおり許可します。

使用する団体		所属	
事業内容			
出店期間・時間			
希望する場所			
使用条件	<p>○社会実験の趣旨に合っていること。また、様式 4 号の施設使用企画提案書に記載のある内容以外の使用は禁止します。</p> <p>【趣旨】菊川の水辺空間を活かしたまちづくり</p> <p>○以下の事項を実施できることを条件とします。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 国土交通省及び菊川市が菊川の河川敷で事業等を行う場合は、<u>協力及び使用に関する協議</u>に応じること。2. 設置施設は使用期間満了時及び退去時には<u>原状回復</u>を行うこと。3. 出水時の施設撤去に関する計画があり、<u>出水時の撤去対応が可能</u>なこと。4. 周辺環境に配慮し、使用区域内にゴミや汚れがないように<u>清掃等を行う</u>こと。5. 駆音対策や煙害、臭いやゴミ処分など<u>周辺環境に十分配慮</u>すること。6. 菊川の河川敷を<u>自由使用する利用者の妨げとならない</u>こと。7. <u>苦情には適切かつ真摯に対応</u>するとともに、その対応内容を「協議会」事務局に報告すること。8. <u>使用にともなって、水難事故や交通事故等が発生しないよう、注意喚起するとともに安全指示</u>を適時・的確に行うこと。9. 飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得すること。10. 使用に際して、上記許可証を掲示すること。11. 大雨や台風等の河川の水位上昇の危険がある場合は、「<u>様式 6 号</u>」<u>出水時の施設撤去に従い、施設を河川敷の外に撤去・退避させ、避難</u>すること。12. <u>ミズベリング菊川（※3）</u>のロゴをチラシに掲載すること。13. 社会実験当日、<u>ミズベリング菊川のぼり（※4）</u>を受付等に設置すること。14. その他、問題等が発生した場合は、「協議会」事務局に報告・協議を行い、その指示に従うこと。		

緊急時の対応	・河川管理者（国土交通省浜松河川国道事務所）、「協議会」事務局の指示に従い対応すること。
その他	・備品や音響装置、照明等はありません。事業に必要な備品・装置は、応募者で準備すること。

(様式10号)

実施報告書

氏名（名称）	
実施概要 ・事業内容 ・出店期間 ・使用エリア等	
工作物等配置図	
緊急時（出水、地震、台風等）の体制の有無、実施内容	（有り、無し）
実施内容	<p>① 地域、事業への理解度及び貢献度</p> <p>② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理</p> <p>③ 利用者への配慮と安全性</p> <p>④ 出水時の施設撤去</p> <p>⑤ その他（地震発生時の対応・今後の展開について等）</p>
事業実施における課題	
事業実施の効果	

社会実験実施者アンケート調査

本アンケートは、今回実施いただいた社会実験を踏まえ、今後の社会実験に役立てることを目的に、実施するものです。

本アンケートの目的にご理解いただき、ご協下さいますようお願い申し上げます。

Q1. 社会実験の応募にあたり、改善してほしいことや問題点がありましたら、以下にご記入下さい。

（例）：応募書類の〇〇という部分が書きづらかった。

（例）：募集していることをもっと早めに知りたかったため、〇〇という手段で広報してはどうか。

Q2. 社会実験の実施中において、改善してほしいことや問題点がありましたら、以下にご記入下さい。

（例）：安全管理上で〇〇が課題であった。

（例）：他の利用者に対し、〇〇という配慮をもっとすべきであった。

Q3. 今回の社会実験や、今後実施したい社会実験・実施したい場所がありましたら、以下にご自由に記入下さい。

（例）：今回のような社会実験を、〇〇（場所）で継続的に実施したい。

（例）：今度は、〇〇（場所）で●●のような社会実験を実施してみたい。

社会実験参加者アンケート調査

菊川市では、2017年度（平成29年度）より「菊川かわまちづくり協議会」を設立し、菊川の水辺空間を活かしたまちづくりを進めています。

「菊川かわまちづくり協議会」では、菊川かわまちづくり計画（水辺の利活用促進）へ反映するため、菊川の利活用促進に寄与する社会実験を実施します。社会実験では、菊川において飲食店や売店、オープンカフェ等の営業活動が可能です。

今回、令和〇年度の公募により選定された「●●※団体名」により、菊川を活用した社会実験として、「〇〇※具体的な社会実験名等」を行っております。

本アンケートは、今回の社会実験の取り組みから、今後の日常的な菊川の利活用の可能性について検討を行うために実施するものです。

本アンケートの目的にご理解いただき、ご協下さいますようお願い申し上げます。

Q1. 参加された方について伺います。該当する番号を〇で囲んで下さい。

- 1) 個人として参加 2) 企業として参加 3) その他

Q2. Q1で「1)個人として参加」を選んだ方に伺います。年代とお住まいについて該当する番号を〇で囲んで下さい。お住まいが、「菊川市外」の方は、具体的な市町村名を（ ）にご記入下さい。

年代 : 1) 10代 2) 20代 3) 30代 4) 40代 5) 50代 6) 60代 7) 70代以上

お住まい : 1) 菊川市内 2) 菊川市外 ()

Q3. Q1で「2)企業として参加」を選んだ方に伺います。企業名と企業所在地の市町村名を（ ）にご記入下さい。

企業名 : () 企業所在地 : ()

Q4. 今回のような社会実験が今後もあったら、参加したいですか？該当する番号を〇で囲んで下さい。

「4) 参加したくない」を選んだ方は、()に理由をご記入下さい。

- 1) ぜひ参加したい 2) 機会があれば参加したい 3) どちらともいえない
4) 参加したくない ()

Q5. 今回の社会実験に参加して、「ぜひ改善してほしいこと」「できれば改善してほしいこと」があれば、()にご記入下さい。

- 1) ぜひ改善してほしいこと ()
2) できれば改善してほしいこと ()

[裏面へ続く⇒](#)

Q6. 今回の社会実験に参加して、お気づきの点や問題点がありましたら、以下にご記入下さい。

(例) : 参加している際、〇〇ということがあり、安全上の対策が気になった。

(例) : 〇〇ということがあったため、感染症対策をしっかりしてほしい。

Q7. あなたが「菊川の河川敷」でやってみたいことがありますたら、以下にご自由に記入下さい。

(例) : café 等を出店してみたい。

(例) : カヌーや SUP などのスポーツイベントをやってみたい。

Q8. 企業など民間事業者が菊川河川敷を長期間使ってもらい、菊川市や地域の活性化・賑わいづくり、

憩いの場になるようなアイデアがありましたら、以下にご自由に記入下さい。

(例) : キャンプなどのアウトドアに関する民間事業者と連携し、夏は BBQ、冬は星空観賞などのイ
ベントをやってはどうか。

社会実験対象エリア

菊川文化会館アル西側河川敷の水辺空間

(菊川 12.4k~13.4k)

【エリア説明】

- ・菊川文化会館アエルに隣接しており、カヌーや SUP などの水辺での利用が可能なエリア。

【募集プログラム】

- ・飲食サービスの提供や物販、カヌーや SUP などのアクティビティ、キャンプを想定。

【主な設備の有無】

- ・水辺には電源、トイレ、水道は無い。
- ・使用する場合は、「菊川文化会館アエル」への申請（有料）が必要。
- ・申請（有料）すれば、菊川文化会館アエルのトイレ、水道、駐車場が使用可能。



社会実験対象エリア

菊川市六郷地区

(菊川 14.0k~15.0k)

【エリア説明】

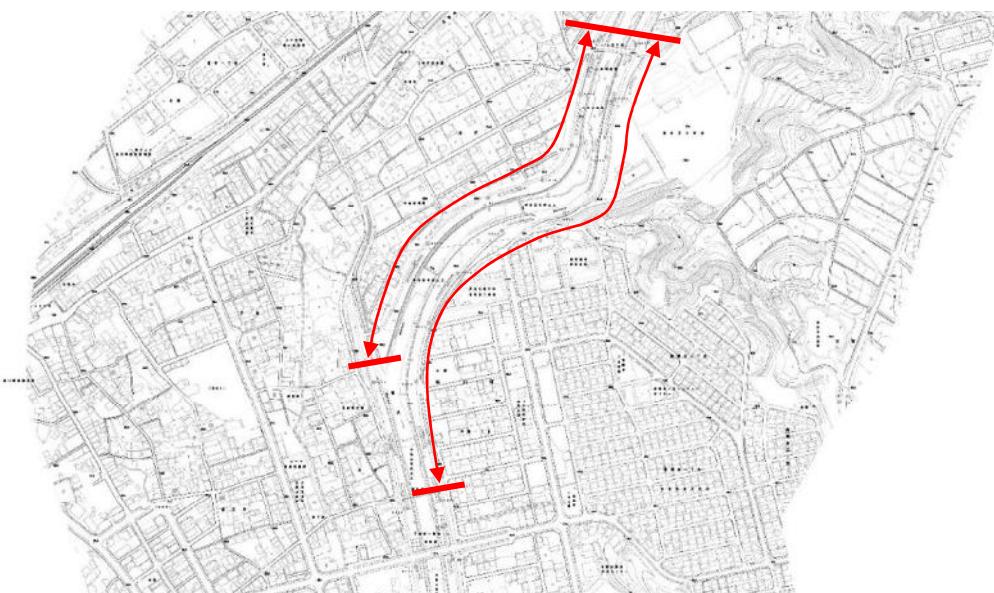
- ・菊川市の中心市街地に近い場所で、高水敷利用が可能なエリア。

【募集プログラム】

- ・飲食サービスの提供や物販、体験学習やBBQ、キャンプや川遊びなどのアクティビティを想定。

【主な設備の有無】

- ・水辺には電源、トイレ、水道は無い。
- ・近隣に公園（菊川市都市計画課所管）があるため、トイレや水道使用に関しては、申請（有料）をすれば使用可能。



社会実験対象エリア

下内田地区河川防災ステーション周辺

(菊川 9.6k)

【エリア説明】

- 菊川と上小笠川の合流地点にあり、広い駐車スペースが整備されている。

【募集プログラム】

- 飲食サービスの提供や物販、体験学習やBBQ、キャンプや川遊びなどのアクティビティを想定。

【主な設備の有無】

- 防災ステーションの電源、トイレ、水道が使用可能（要申請）。

